年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

2014
No.82
平成26年6月発行

主な掲載内容

- 4月から年金額が変わりました　2
- 4月から法律が改正されました　3
- 再就職している皆様へ　4・5・6
- 各種届出書や年金関係書類が必要な方へ　7

世界遺産：富士山

地方職員共済組合

平成26年4月からの年金額は▲0.7%の引下げです

①年金額改定のルールについて

（本来水準の年金額の改定）

総務省発表の全国消費者物価指数によりますと、平成25年の物価は、前年に比べて+0.4%となりました。

また、平成25年の名目手取り賃金変動率（物価変動率に賃金の変動等を加味したもの）は+0.3%となりました。

このように、名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも物価変動率（0.4%）が高いときは、法律の規定により、名目手取り賃金変動率で改定することとされているため、本年4月からの年金額の改定率は0.3%となります。

②特例水準の解消について

平成25年9月分までの年金は、過去の物価下落にもかかわらず年金額を据え置いたことなどにより、本来水準の年金額より2.5%高い水準（以下「特例水準」といいます。）で支払われていました。

このため、平成24年に成立した法律により、特例水準の計画的な解消を図ることが定められ、その解消スケジュールは、平成25年10月から▲1.0%、26年4月から▲1.0%、27年4月から▲0.5%となっています。

③平成26年4月分からの年金額について

上記①、②により、平成26年4月分の年金から特例水準の段階的な解消（▲1.0%）と本来の改定ルールに則った年金額の上昇（0.3%）を合わせた▲0.7%の引下げとなります。

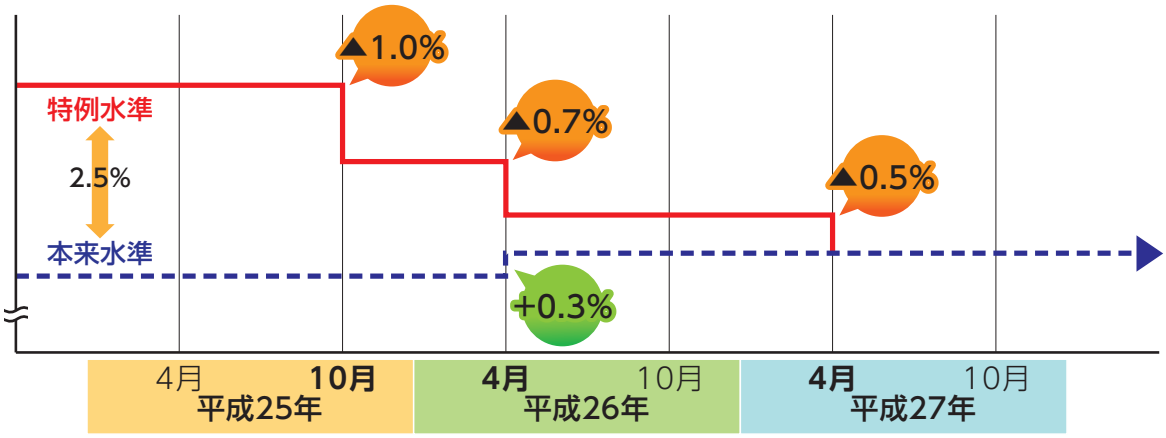

例

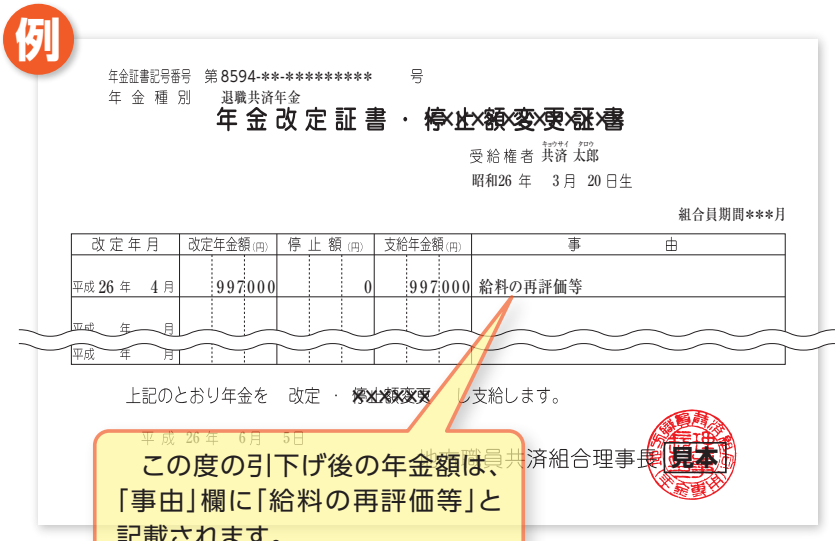

年金証書記号番号　第8594-**-*********　号
年金種別　退職共済年金
年金改定証書・停止額変更証書
受給権者　共済（キョウサイ）　太郎（タロウ）
昭和26年　3月　20日生
組合員期間***月

改定年月	改定年金額(円)	停止額(円)	支給年金額(円)	事由
平成26年　4月	997000	0	997000	給料の再評価等
平成　年　月				
平成　年　月				

上記のとおり年金を　改定・停止額変更　し支給します。

平成26年　6月　5日

地方職員共済組合理事長　見本

この度の引下げ後の年金額は、「事由」欄に「給料の再評価等」と記載されます。

なお、この年金額の改定に関するお問い合わせは、こちらへお願いします。

お住まいの地域	担当課	電話番号
北海道・東北地方、徳島県	年金相談室	03-3261-9850
関東・中部地方、香川県	審査第一課	03-3261-9849
関西・中国地方、愛媛県、沖縄県	審査第二課	03-3261-9843
高知県、九州地方	調　整　課	03-3261-9844

※電話でのお問い合わせは、月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時～12時、午後1時～6時の間にお願いします。

平成26年4月に施行された主な改正事項

平成26年4月から、法律の改正により、いくつかの年金制度改正が行われました。
受給者の皆様に関係する部分について、簡単にご説明します。

①65歳以降の退職共済年金等の繰下げ支給の適用

65歳から支給される退職共済年金及び老齢基礎年金は、66歳から70歳までの繰下げの請求をすることができますが、70歳を超えて繰下げ請求をしても、請求以降の分しか支給されないこととなっていました。

改正後は、70歳を超えて繰下げ請求を行った場合でも、5年間経過時点（つまり70歳到達時点）まで遡及して受給することができるようになりました。

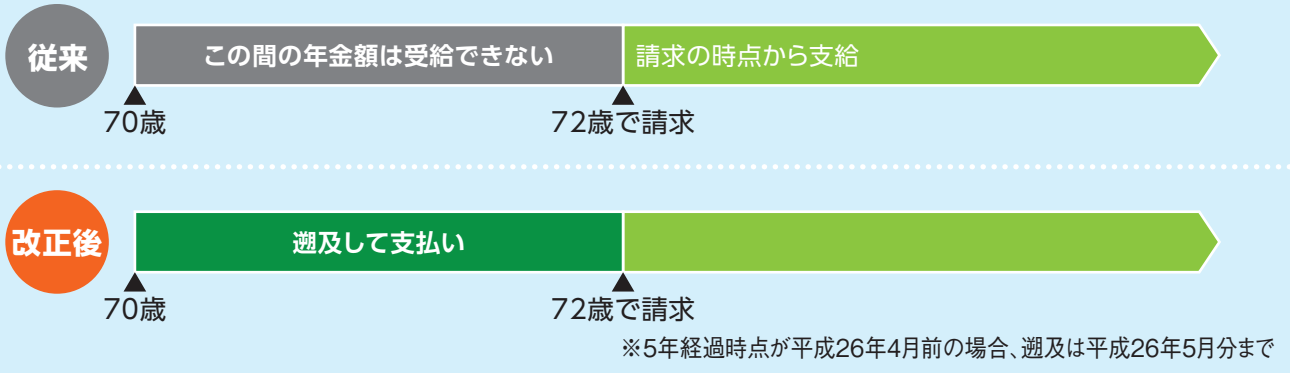

※5年経過時点が平成26年4月前の場合、遡及は平成26年5月分まで

②65歳前の退職共済年金の障害者特例の適用

65歳到達前で定額部分が加算されていない退職共済年金を受給している場合、一定の障害の状態に該当する場合にあっては、定額部分等を加算することができます（ただし、老齢基礎年金の繰上げ請求を行っている場合を除きます。）。従来、その請求を行ったときから加算することとされていましたが、障害の状態にあることが明らかである場合※は、その状態にあることが確認できたときまで遡及して加算することとなりました。

※「障害の状態にあることが明らかである場合」とは、当組合の障害（共済）年金のほか、他の障害給付の受給権を有する場合をいいます。

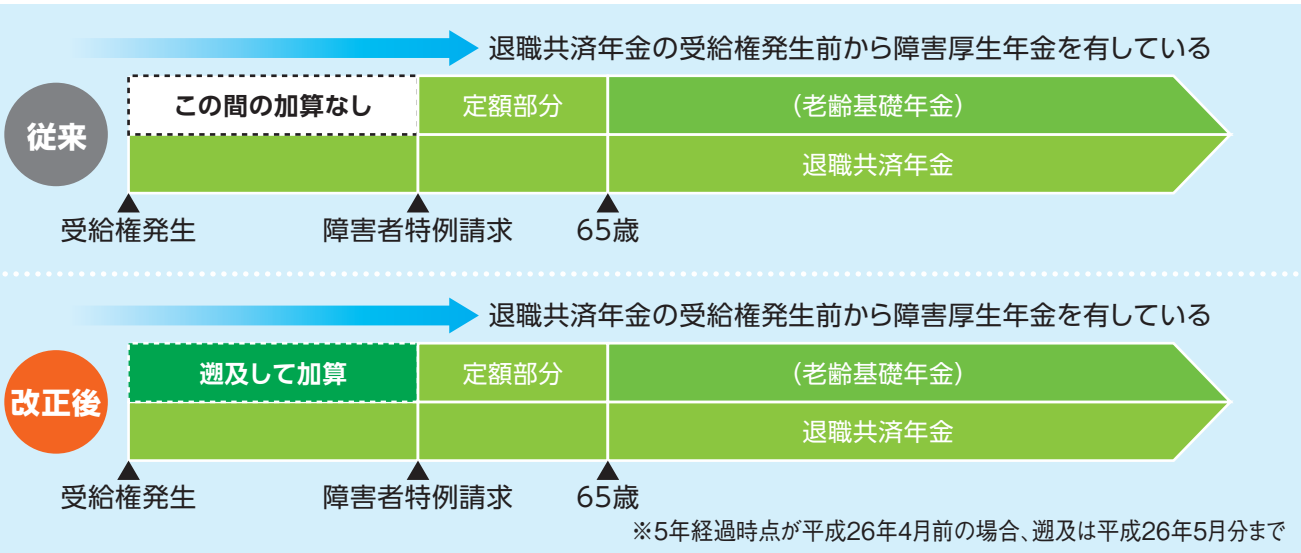

※5年経過時点が平成26年4月前の場合、遡及は平成26年5月分まで

③遺族基礎年金の男女差解消について

従来、国民年金の遺族基礎年金は、「子がいる妻又は子※」にしか支給されませんでしたが、平成26年4月以降発生分は「子がいる配偶者（妻・夫）又は子」とされ、夫に対しても支給されることとなりました。

※「子」とは、18歳になって最初の3月31日を経過するまでの子又は年金制度に定める障害等級1級又は2級であって20歳到達前の子に限られます。

給与所得と共済年金との調整について

～年金額の一部支給停止について～

退職（共済）年金または障害（共済）年金の受給者が民間会社等に再就職または国会議員や地方議会議員に就任された場合は、年金を含めた収入月額が**支給停止調整額（46万円）**を超えると、年金額の一部が支給停止になります。

停止額の計算式について

再就職した月の翌月から、次の計算式により、年金の一部支給停止額を算定します。

$$停止額(月額)=\{(基本月額+基準収入月額相当額)-支給停止調整額\}\times\frac{1}{2}$$

（注）停止額（月額）が基本月額を超えるときは基本月額が停止額（月額）になります。

年 金

停止対象となる額

1. 定額部分（65歳未満の一部の方）
2. 厚生年金相当部分
- 職域年金相当部分
- 加給年金額
- 経過的加算額（65歳以上の方）

給与・報酬等

- 標準報酬（給与）月額
- ＋
- 過去1年間のボーナスなどの総額の1/12の額

公務員期間に受けた期末手当等も含まれます。

基本月額（1＋2）×1/12

基準収入月額相当額

合 算

収入月額

収入月額が支給停止調整額（46万円）を

超える場合

支給停止に該当します
停止額（月額）＝46万円を超える部分の額の1／2

超えない場合

支給停止となりません

標準報酬(給与)月額について

標準報酬月額は、通勤手当などの労務の対象として支払われるものを含めた報酬月額を基に、事業主(勤務先)から厚生労働大臣への届出に基づき決定されております。

なお、届出の時期等によっては、停止額の変更時期が遅れることがあります。このような場合は、次回以降の定期支給の支給額で調整させていただいております。

また、再就職先の給料の額が変更された場合、標準報酬月額が改定された時期に応じて、年金額の一部支給停止額が変わりますが、変更時期は下表を参考にしてください。

再就職先の給料の変更状況	年金の一部支給停止額の変更時期
標準報酬月額が9月から改定されたとき (定時決定)	12月支給期(10月分)から 一部支給停止額を変更
大幅な給料の変更により、標準報酬月額の等級区分が、 9月以外の月から2等級以上の差で改定されたとき (随時改定)	改定のあった月の翌月分から 一部支給停止額を変更

※標準報酬月額の決定または改定については、最寄りの年金事務所または勤務先にお尋ねください。

過去1年間に支給されたボーナスの範囲について

停止額の算定に含まれる過去1年間に支給されたボーナスの範囲は、次のとおりです。

■平成26年3月31日に県を退職、4月1日に厚生年金保険の被保険者となった場合

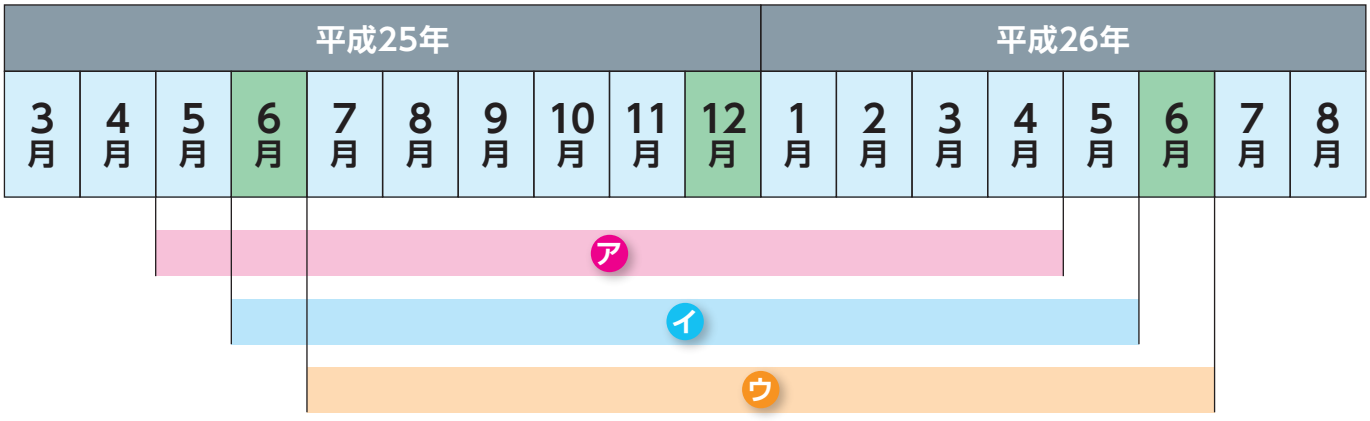

※ ▭ がボーナス支給月

平成26年6月支給期(4・5月分)の支給停止額の計算

- 4月分…停止対象外
- 5月分… ア (平成25年6月と12月の期末手当等が対象)

平成26年8月支給期(6・7月分)の支給停止額の計算

- 6月分… イ (平成25年6月と12月の期末手当等が対象)
- 7月分… ウ (平成25年12月の期末手当等と平成26年6月のボーナスが対象)

平成26年6月のボーナスの情報の提供が遅れた場合は、平成25年6月と12月の期末手当等イを仮に使用して計算し、10月支給期に差額を調整します。

停止の対象となる方と届出について

対象となる方	再就職した場合の届出	給与等が変動した場合
厚生年金保険に加入された方 ※厚生年金保険の適用事業所に勤務される70歳以上の方を含みます。	報酬の多少にかかわらず、**「年金受給権者再就職届書」**をご提出ください。 （届出用紙は当組合のホームページからもダウンロードできます。） ※届出が遅れますと、年金が払いすぎとなり、返還いただくことがありますので、速やかにお届けください。 	給与やボーナスの支給情報は、それぞれの保険者との情報交換により提供を受けているため、**個人による月額変更の届出は不要**です。
私立学校教職員共済制度に加入された方 ※70歳以上の私学共済制度の特定教職員等を含みます。		
国会議員及び地方議会議員の方 ※年齢に関係なく停止対象となります。		**年2回（6、12月）「標準報酬月額等報告書」をお送りします**ので、ご提出ください。

よくあるお問い合わせ

Q 支給停止の対象となる期間はいつからいつまでですか？

A 支給停止の対象となる期間は、**「厚生年金保険の被保険者等」になった日の属する月の翌月から、当該被保険者等として退職した日の属する月まで**となります。例えば、4月1日に再就職し厚生年金保険の被保険者となり、同年10月31日に退職し厚生年金保険の被保険者でなくなった場合、5月分から10月分までの共済年金が支給停止の対象となります。

Q 再就職先で厚生年金保険に加入しており、4月から給料が減額されましたが、共済組合への手続きは必要ですか？

A 停止額の算定の基礎となる標準報酬月額等の情報は、日本年金機構から共済組合が情報提供を受けるため、**個人ごとの手続きは必要ありません。**

なお、**給料の変動時期と標準報酬月額の改定時期は異なる**場合があります。停止額は、前月の標準報酬月額に基づき計算しますので、標準報酬月額が改定されるまでは停止額も変更されません。厚生年金保険法の規定により、標準報酬月額の改定は、原則年1回（9月）とされておりますが、大幅な変動の場合は、勤務先の届出により、変動した月から4か月目の標準報酬月額から改定される場合があります。

仮に4月に大幅な給料の変動があり、勤務先の届出により7月から標準報酬月額が改定された場合の年金の停止額は、10月に支給される8月分の年金から変更されます。

1年以上外国に居住される場合は、ご連絡ください！

年金を受給している方が1年以上外国に居住される場合は、その事実を確認させていただくために所定の手続きが必要となりますので、給付課支給係に必ずご連絡ください。

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9
地方職員共済組合理事長 様

平成　　年　　月　　日

年金関係書類の請求書

年金証書記号番号	8594			
フリガナ 受給者氏名		印	受給者生年月日	明・大・昭・平 年　月　日
フリガナ 請求者氏名		印	受給者との関係	配偶者 その他（　）
受給者住所	〒　－　電話　（　）			
請求者住所	〒　－　電話　（　）			

※ 受給者と請求者が同一のときは、請求者氏名欄および請求者住所欄の記入・押印は不要です。
また、受給者と請求者の住所が同一のときは、請求者住所欄には「同上」と記載してください。

1 年金関係書類（交付・再交付）（必要な書類に○を付してください。）

❶ 年金証書	❷ 年金改定証書（平成　年　月分）
❸ 源泉徴収票（平成　年分）	❹ 年金支給額証明書（平成　年分）
❺ 年金支払通知書（平成　年　月分）	❻ 年金加入期間確認通知書（　通）

2 各種届出書（関係書類を送付いたします。）

❶ 受給者の死亡（平成　年　月　日死亡）

❷ 遺族共済年金または遺族年金等関係
㋐ 婚姻した　㋑ 養子縁組した　㋒ 親族関係が離縁で終了した
㋓ 国民年金法の遺族基礎年金を受けることとなった、または、受けることができなくなった

❸ 口座変更等
㋐ 年金受取口座の変更　㋑ 氏名変更

❹ 再就職または再退職関係（遺族年金及び遺族共済年金の受給者を除きます。）
㋐ 厚生年金・私学共済の被保険者となった、国会議員や地方議会議員に就任した
㋑ 上記㋐でなくなった　㋒ 公務員として再就職し、共済組合の組合員となった

❺ 雇用保険関係（65歳までの退職共済年金に限ります。）
㋐ 雇用保険法による基本手当受給のために求職の申込みをした　㋑ 雇用保険法による基本手当等の受給が終了した

❻ 加給年金額関係（対象者である配偶者または子に限ります。）
（昭和61年3月以前の退職年金等には加給年金制度はありませんので、届出は不要です。）
㋐ 離婚した　㋑ 子が婚姻（養子縁組）した　㋒ 養子を離縁した
㋓ 受給者との生計維持関係がなくなった（恒常的に年収850万円以上となった）
㋔ 配偶者が自己の年金を受けるようになった、または、全額停止された（国民年金の老齢基礎年金を除きます。）
＊上記㋔の場合は、事実がわかる配偶者の年金証書等の写しを添付してください。

❼ 1級または2級の障害共済年金関係
㋐ 婚姻した　㋑ 子が生まれた　㋒ 18歳未満の子と養子縁組した

※ 1及び 2の ❹、❺、❻ に係る各種届出書は、当組合のホームページ（http://www.chikyosai.or.jp/）からダウンロードできます。

各種届出書等の請求をされる場合には、この請求書をご利用ください。

（キリトリ線）

総務省からのお知らせ

被災地の自治体で働きませんか

被災地の早期の復旧・復興のために、力を貸してください

東日本大震災の被災地の自治体においては、本格的な復旧・復興に向けた事業の推進のためのマンパワーの確保が課題となっています。

こうした中、被災地の自治体においては、即戦力となる人材として行政実務の経験がある退職した元地方公務員の方々に期待が寄せられています。

下記をご覧いただき、被災地の自治体での勤務を、ぜひご検討ください。

総務省ウェブサイトを通じた職員募集情報の入手

総務省ウェブサイトに、被災地の自治体で働く職員の募集情報に関するリンクページを設けています。

総務省ウェブサイト
http://www.soumu.go.jp/

総務省　検索

アクセス方法①

総務省トップページ
右中段の 東日本大震災関連情報 をクリック

表示されたページの赤い囲みの中の
「▶被災地の地方公共団体における職員採用情報」をクリック

アクセス方法②

スマートフォン等で右記のQRコードを読み取り

▼

リンクページに接続

(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu03_000024.html)

リンクページから各自治体における職員の募集状況を確認することができます。募集要項等をご確認いただき、ぜひ採用試験に応募してください。
また、お近くの自治体において被災自治体で働く職員を募集していることもありますので、あわせてご確認ください。
※採用試験の詳細や資料請求等につきましては、試験を実施する各自治体に直接お問い合わせください。

【総務省自治行政局公務員部公務員課 TEL.03-5253-5111(代表)】

総務省における人的支援の取組については、
総務省ウェブサイトの「総務省における被災地方公共団体に対する人的支援の取組」
(http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html)をご覧ください。